

改正

平成24年11月1日告示第149号

みなと気仙沼大使要綱

リアスさんりく気仙沼大使要綱（平成18年気仙沼市告示第3号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市の自然，歴史，文化，食等の魅力を広く発信し，本市の知名度向上と地域振興に資するため，みなと気仙沼大使（以下「大使」といいます。）を置きます。

（委嘱）

第2条 大使は，次のいずれかに該当する方の中から市長が委嘱します。

- （1）本市にゆかりがある方
- （2）本市の発展に関心をお持ちの方
- （3）その他，市長がふさわしいと認める方

（活動）

第3条 市長は，大使に次の活動を依頼します。

- （1）本市の情報発信に関すること。
- （2）本市の知名度向上に関すること。
- （3）本市への情報提供に関すること。
- （4）その他，市長が別途依頼する事項

（任期）

第4条 大使の任期は，原則として2年とします。ただし，再任することができることとします。

（活動支援）

第5条 市長は，次のものを提供し，大使の活動を支援します。

- （1）名刺
- （2）広報紙，観光パンフレット及び市政・情報に関する資料
- （3）その他，必要と認められるもの

（解任）

第6条 市長は，大使から辞任の申出等があった場合は，その職を解くことができます。

（庶務）

第7条 大使に関する庶務は，震災復興・企画部震災復興・企画課において行います。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定めます。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は，公布の日から施行します。

（経過措置）

- 2 改正前のリアスさんりく気仙沼大使要綱の規定によりなされた手続その他の行為は，この告示の相当規定によりなされたものとみなします。

附 則（平成24年11月1日告示第149号）

この告示は，公布の日から施行する。